宅地耐震化推進事業に関する Q&A

1 宅地耐震化推進事業に関すること

- Q1 国が創設した「宅地耐震化推進事業」の目的は何ですか。
- A1 平成7年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成16年の新潟県中越地震において、大規模に造成された宅地で滑動崩落による災害が多発しました。

そのため、平成 18 年に国において宅地造成等規制法が宅地等の安全性を確保することを目的として改正されました。あわせて、滑動崩落を防止するために必要な調査や、宅地所有者等が国の補助を受けて滑動崩落防止工事を実施できる「宅地耐震化推進事業」が創設されました。

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

2 マップに関すること

- Q2 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか。
- A 2 市民のみなさまに、大規模盛土造成地が、お住まいの近くに存在するかどうかを知っていただき、災害の未然防止や被害の軽減につながることを目的としています。
- Q3 マップに示されている箇所は、危険ということですか。
- A3 本マップは、宅地の造成前と造成後の地形図等を重ね合わせて作成し、大規模 盛土の概ねの位置と規模を示したものであり、必ずしも危険であるというもので はありません。
- Q4 もっと詳細な図面等はありませんか。
- A 4 公表している縮尺 1/40,000 のマップ及び市ホームページに掲載している縮尺 1/25,000 以上の詳細な図面はありません。

調査は、宅地の造成前と造成後の地形図等を機械的に重ね合わせて作成しており、精度上、これ以上詳細な地図は作成しておりません。

- Q5 すでに公表している自治体はありますか。
- A 5 大規模盛土造成地の有無およびマップの公表は、令和 2 年 3 月 30 日に、全国で完了しています。(国土交通省調べ)

3 手続きに関すること

- Q6 大規模盛土造成地で、宅地開発や建築を行う場合、特別な手続きが必要ですか。
- A 6 今回の調査により明らかになった大規模盛土造成地に入っているからといって、 造成時に特別な手続きや条件はありません。建築する場合も特別な規制はありま せん。

4 今後の取組みに関すること

- Q7 第2次調査実施計画とは何ですか。
- A 7 第1次調査の結果から、滑動崩落の危険度や想定被害規模等を勘案して、第2 次調査の実施にむけた計画を策定するものです。

加古川市では、平成 27 年度~令和 2 年度に、災害により危害が生ずるおそれのある保全対象(住宅、主要道路等の公共施設)が規定以上ある箇所等を対象として、ボーリング調査・水位観測等の予備調査を行い、第 2 次調査の必要性の検証を行った結果、第 2 次調査の必要がある盛土はありませんでした。

- Q8 第2次調査とは具体的にどのような調査を行うのですか。
- A8 盛土範囲を確定するための現地踏査やボーリング等により、土質、地下水位、 断面形状の調査を行います。安全性の検証は、現地調査で得られた結果をもとに、 安定計算により地震力及びその盛土の自重による滑り出す力がその滑り面に対す る最大摩擦抵抗力を上回るか否かを確認するものです。
- Q9 第2次調査の安定計算は、どの程度の地震を想定するものですか。
- A9 一般的には震度 6~7 程度の地震を想定します。
- Q10 造成宅地防災区域とはどのような区域を指定するのですか。
- A10 第2次調査の結果、地震時に滑動崩落が発生するおそれがあり、発生した際に相当数の居住者等に危害が生じるなど、被害が甚大になることが予想される一団の造成宅地を指定するものです。

5 防止工事に関すること

- Q11 滑動崩落防止工事とはどのようなものですか。
- A11 宅地の滑動崩落を防止するためには、主に盛土及び地山に杭を打ち地盤を補強

して滑りを抑える工法や地下水を抜く工法があります。これらの工法を組み合わせて工事を実施するのが一般的です。

- Q12 滑動崩落防止工事は個人で行う必要があるものですか。
- A12 個人の財産である住宅は、宅地所有者等が対策を講じるのが原則ですが、一定の要件を満たす場合は、工事の費用の一部の助成を国から受けとることができる場合や、税制上の優遇措置が受けられる場合があります。